

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

任意継続被保険者の保険料等の算定方法の改定について（再）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 15 日付事務連絡「任意継続被保険者の保険料等の算定方法の改定について」にてすでにご通知いたしましたとおり、令和 4 年 2 月 24 日開催の第 145 回組合会において、任意継続被保険者の標準報酬月額算定方法の改定が承認され、これに関する組合規約の改正が、令和 4 年 7 月 13 日開催の第 146 回組合会において承認されました。

これにより、令和 5 年 4 月 1 日より任意継続被保険者の保険料等を算出する際の標準報酬月額については、下記のように改定されることとなりますので、事務担当者様、被保険者の皆様へご周知くださいますよう、お願いいたします。

・ 現行の算定方法

資格喪失時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額のいずれか低い方をもとに保険料等を算定。

・ 改定後（令和 5 年 4 月 1 日施行）

資格喪失時の標準報酬月額をもとに保険料等を算定。

※ 任意継続被保険者資格取得年月日が令和 5 年 4 月 1 日以後の方から適用となります。

※ 任意継続被保険者資格取得年月日が令和 5 年 3 月末日までの方は現行の算定方法が適用されます。

※ ご不明な点やご質問などがございましたら、下記までお問合せください。

東京文具工業健康保険組合
業務部 業務課 資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」